

学校法人仙台北学園
仙台リハビリテーション専門学校 学則

第1章 総 則

(目的)

第1条 本校は、教育基本法・学校教育法の定めるところに従い、理学療法士及び作業療法士法に基づき、職業教育を行い、地域社会に役立つ存在として、地域社会になくてはならない医療従事者を育成するために、専門的な知識と技術そして間主観的な態度を授け、専門職としての誇りと自覚をもち、臨床に優れ、かつ豊かな人間性に裏打ちされた医療人として、地域社会及び地域医療並びに地域福祉に貢献することを目的とする。

(名称)

第2条 本校は、学校法人仙台北学園 仙台リハビリテーション専門学校という。

(位置)

第3条 本校は、仙台市泉区長命ヶ丘四丁目15番1号に置く。

(自己点検・評価)

第4条 本校は、教育の一層の充実を図り、目的及び社会的使命を達成するため、教育活動等の状況について自ら点検及び評価を行うものとする。

第2章 課程及び学科 修業年限 定員並びに休業日

(課程及び学科・修業年限・定員等)

第5条 本校の課程、学科及び修業年限並びに定員は次のとおりとする。

課 程 名	学 科 名	昼夜別	修業年限	入学定員	総定員	備考
医療専門課程	理学療法学科	昼	3年	65名	195名	
医療専門課程	作業療法学科	昼	3年	25名	75名	

(在学年限)

第6条 学生は6年を超えて在学することができない。

(学年及び学期)

第7条 本校の学年は、4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

2 医療専門課程の学期は、次のとおりとする。

前期 4月1日から9月30日まで

後期 10月1日から3月31日まで

(休業日)

第8条 本校の休業日は、次のとおりとする。ただし、学校長が、特に必要があると認めるときは、休業日を変更することができる。

(1) 土曜日、日曜日

(2) 国民の祝日に関する法律に規定する休日

- (3) 夏季休業
- (4) 冬季休業
- (5) 春季休業

- 2 第1項に定めるもののほか、臨時に休業が必要と認められるときは、学校長がその都度定めることができる。
- 3 第1項の規定にかかわらず、教育上必要があり且つやむを得ぬ事情があると認められるときは、休業日であっても学校長は授業を行うことを許可することができる。

第3章 教育課程 授業時間数及び教職員組織

(教育課程及び単位数)

第9条 本校の教育課程及び単位数は、次のとおりとする。

別表1に定める授業時間数の1時間は、45分とし、卒業に必要な履修させる単位数は理学療法学科にあつては129単位以上（別表1）、作業療法学科にあつては135単位以上（別表2）とする。

(授業時間数の単位数への換算)

第10条 本校の授業科目の授業時間数を単位数に換算する場合においては、講義にあつては15時間をもって1単位、演習にあつては30時間をもって1単位、実習にあつては45時間をもって1単位とする。

(成績評定)

第11条 本校授業科目の成績評定は、学年末において、各学期末に行う試験・実習の成績・履修状況等を総合的に勘案して行う。

- 2 各授業科目の出席時間数が講義及び演習及び実習において5分の4に達しない者は、その科目について評定をうけることができない。ただし、学校長が認める正当な理由がある場合はこの限りではない。

(授業時間)

第12条 本校の授業時間は、9時から17時までとする。

(1)

第1時限	第2時限	第3時限	第4時限	
9:00～10:30	10:40～12:10	13:00～14:30	14:40～16:10	16:15～17:00

(2) 曜日（月曜日から金曜日まで）

(教職員)

第13条 本校に次の職員を置く。

- (1) 学校長 1名
- (2) 教員 15名以上
 - 理学療法学科教員 9名以上
 - 作業療法学科教員 6名以上
- (3) 事務職員 3名以上
- (4) 学校医 1名

- 2 学校長は、校務をつかさどり、所属職員を監督する。

第4章 欠席 遅刻 早退

(欠席及び遅刻並びに早退)

第14条 本校の欠席及び遅刻並びに早退について以下のとおりとする。

2 欠席の連絡は、原則として学生自身が責任をもって本校に連絡をする。また、以下に該当する場合以外については欠席扱いとする。

- (1) 親族の不幸（1親等については5日間、2親等については3日間、3親等については1日間）
- (2) 天災その他の災害
- (3) 公共交通機関の不通、運休及び遅延
- (4) 就職試験として認められるもの
- (5) 学校長がやむを得ないものとして認められるもの

3 上記の各号に該当し欠席した場合、「欠席・遅刻・早退願」（様式6）に記入の上、出席と認められる以下の事由を証明する書類を添えて、速やかに提出する。

- (1) 罹災証明書（市役所、町村役場で発行）
- (2) 遅延証明書

4 法定伝染病による隔離は、学校保健安全法第1種から第3種に該当するものに対し、出校停止を命ずることがある。医療機関において下記診断がなされた場合、出校停止及び解除のために、必ず診断書を提出しなければならない。第1種若しくは第2種の伝染病患者のいる家に居住する者、又はこれらの伝染病にかかっている疑いがある者については、予防処置の施行の状況その他の事情により学校医その他の医師において伝染のおそれがないと認めるまで出校停止とする。また新たに法定伝染病と認定された疾患や指定感染症については厚生労働省や文部科学省の通達に従う。

分類	対象疾患	出校停止の期間
第1種	エボラ出血熱	感染源となりうる期間は原則入院、治癒するまで
	クリミア・コンゴ出血熱	
	痘そう	
	南米出血熱	
	ペスト	
	マールブルク病	
	ラッサ熱	
	急性灰白髄炎（ポリオ）	
	ジフテリア	
	重症急性呼吸器症候群＊1	
	鳥インフルエンザ＊2	
第2種	インフルエンザ＊3	発症後5日を経過し、かつ解熱した後2日を経過するまで
	百日咳	特有の咳が消失するまで、または5日間の適正な抗菌剤による治療が完了するまで
	麻疹（はしか）	解熱した後、3日を経過するまで

第2種	流行性耳下腺炎 (おたふくかぜ)		耳下腺・顎下腺または舌下腺の腫脹が発現した後、 5日間を経過しかつ全身状態が良好となるまで		
	風疹		発疹が消失するまで		
	水痘（みずぼうそう）		全ての発疹が痂皮化するまで		
	咽頭結膜炎		主要症状が消退した後2日を経過するまで		
	結核 髄膜炎菌性髄膜炎		症状より学校医その他の医師において感染の恐れ がないと認められるまで		
	第3種	コレラ		症状より学校医その他の医師において感染の恐れ がないと認められるまで	
細菌性赤痢					
腸管出血性大腸菌感染症					
腸チフス					
パラチフス					
流行性角結膜炎					
急性出血性結膜炎		その他感染症			
			溶連菌感染症		適正な抗菌剤治療開始後24時間を経て全身状態 が良ければ登校可能
			ウイルス性肝炎		A型・E型：肝機能正常化後登校可能 B型・C型：出席停止不要
			手足口病		発熱や咽頭・口腔の水痘・潰瘍を伴う急性期は出 席停止、治癒期は全身状態が改善すれば登校可能
			ヘルパンギーナ		
			伝染性紅斑		発疹（リンゴ病）のみで全身状態が良ければ登校可能
			マイコプラズマ感染症		急性期は出席停止、全身状態が良ければ登校可能
			流行性嘔吐下痢症		下痢・嘔吐症状が軽快し、全身状態が改善されれ ば登校可能
		感染性胃腸炎			

- * 1 病原体がコロナウィルス属 SARS コロナウィルスであるものに限る
- * 2 病原体がインフルエンザウィルスA属インフルエンザAウィルスであってその血清亜型が
H5N1 であるものに限る
- * 3 鳥インフルエンザ（H5N1）を除く

第5章 入学 休学 退学 卒業

（入学資格）

第15条 本校の入学資格は、次のとおりとする。

- (1) 高等学校を卒業した者
- (2) 通常の課程による12年の学校教育を修了した者（通常の課程以下の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者を含む。）
- (3) 外国において、学校教育における12年の課程を修了した者又はこれに準ずる者で、文部科学大臣の指定した者

- (4) 文部科学大臣が高等学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程を修了した者

(入学時期)

第16条 本校の入学時期は、次のとおりとする。

本校の入学時期は、例年4月とする。

(入学手続等)

第17条 本校の入学手続は、次のとおりとする。

- (1) 本校に入学しようとする者は、本校の定める入学願書に必要事項を記入し、第32条に定める入学検定料を添えて指定期日までに出席しなければならない。
- (2) 前号の手続きを終了した者に対して入学試験を行い、入学者を決定する。
- (3) 本校に入学を許可された者は、入学許可の日から本校の指定する期日までに第32条の入学金を添え手続きをとらなければならない。

(転入及び編入学)

第18条 次の各号の一に該当する者で、本学に転入学又は編入学を願った者については、選考の上転入学又は編入学を許可することがある。

- (1) 他の養成校の学生であって、その学校長の許可を得て本学に転入学を願った者
- (2) 大学、短期大学、高等専門学校又はその他法令で定める学校の卒業者で、本学に編入学を願った者
- (3) その他外国において(2)の卒業者で、本学に編入学を願った者

(休学)

第19条 学生が疾病、その他やむを得ない理由によって、休学する場合は、診断書又はその理由を証する書類を添え、保護者あるいは保証人と連署の上、休学願を提出、校長の許可を受けなければならない。また学校長は、病気その他の理由により、就学することが不適当と認める者に対して休学を許可することができる。

(休学期間)

第20条 休学期間は、1年以内とする。

- 2 前項の休学期間は、学年末ごとに更新する。
- 3 休学期間は、在学期間に算入しない。

(復学)

第21条 休学期間が満了した者は、届け出なければならない。

- 2 休学期間内にその事由が消滅した場合は、学校長の許可を得て復学することができる。

(退学)

第22条 退学しようとする者は、その事由を記した証書を添え、保護者あるいは保証人と連署の上、退学願を提出、校長の許可を受けなければならない。

(本校の命ずる退学)

第23条 学校長は、次の各号の一に該当する者に対して、学校運営会議を経て、退学を命ずることができる。

- (1) 正当な理由がなく欠席が長期にわたる者

- (2) 卒業の見込みがないと認められる者
- (3) 第6条に規定する期間を超えた者
- (4) 理学療法科生または作業療法科生として不適当と認められる者
- (5) 授業料を納期までに納付せず、かつ、督促しても納付しない者

(転出学)

第24条 学生が他の教育機関に転出学を志願しようとするときは、その旨学校長に願い出て、許可を受けなければならない。

(課程修了の認定)

第25条 第11条に定める授業科目の成績評定に基づいて、学校長は課程修了の認定を行う。

- 2 所定の修業年限以上在学し、課程を修了したと認めた者には、卒業証書を授与する。

(称号の授与)

第26条 学校長は、前条により、本校医療専門課程理学療法学科又は作業療法学科を修了した者に対して、専門士(医療専門課程)の称号を授与する。

(資格の取得)

第27条 本校の理学療法学科を卒業した者には、理学療法士国家試験の受験資格が与えられ、また作業療法学科を卒業した者には、作業療法士国家試験の受験資格が与えられる。

(授業科目の評定及び単位修得の認定)

第28条 単位修得の認定は、講義、実習等に必要な出席時間数と当該授業科目の評定(試験、学習状況、学習報告等)により行う。

- 2 授業科目の評定は優(80点以上)、良(70点から79点)、可(60点から69点)及び不可(60点未満)とし、可以上を合格とする。
- 3 病気その他やむを得ない理由により試験を受けることのできなかった者又は不合格の者に対しては、追試験又は、再試験を行うことができる。

第28条の2

理学療法学科については指定規則別表第1備考2において規定する学校教育法に基づく大学若しくは高等専門学校、旧大学令に基づく大学(以下「大学等」という。)または法第12条第1号の規定により指定されている学校若しくは作業療法士養成施設若しくは看護師等の養成施設、作業療法学科については指定規則別表第2備考2において規定する大学等又は法第11条第1号の規定により指定されている学校、理学療法士養成施設若しくは看護師等の養成施設において既に履修した授業科目の単位修得の認定については、教育上有益と認めるときは、本人からの申請に基づき個々の既修の学習内容を評定し、本校における教育内容に相当すると学校長が認めた場合には、本校における履修に替えることができる。

(進級及び卒業)

第29条 進級及び卒業については、教員会議の構成員をもって、進級判定会議及び卒業判定会議を行い、学校長が進級及び卒業の認定を行う。

- 2 進級の認定は、学年に定められた履修単位をすべて修得した者に対し、進級判定会議を経て学校長が進級を認定する。ただし単位が未修得の場合でも学校長の判断で仮進級を認めることができる。

- 3 前項に関わらず、理学療法学科に関しては1年次「人体の構造と機能」、2年次「臨床理学療法学」、作業療法学科に関しては1年次「人体の構造と機能」、2年次「臨床作業療法学」の単位を修得していないものは進級を認めない。また、臨床実習Ⅰに参加することが出来ない、
- 4 卒業の認定は、卒業に必要な定められた履修単位をすべて修得し、卒業試験に合格した者について卒業判定会議を経て学校長が卒業を認定する。なお卒業試験とは理学療法学科にあっては「総合理学療法学」、作業療法学科にあっては「総合作業療法学」の試験をいう。

第6章 賞 罰

(褒賞)

第30条 成績優秀にして、他の模範となる者は、褒賞することがある。

(懲戒)

第31条 学生が、本校の規則に違反し、又は本校学生の本分に反する行為があり、教育上必要と認められる場合には、懲戒を加えることができる。

2 懲戒のうち、退学、停学及び訓告は、学校長が行うものとする。

3 退学は、次の各号の一に該当する者にこれを行うものとする。

- (1) 性行不良で改善の見込みがないと認められる者
- (2) 学力劣等で卒業の見込みがないと認められる者
- (3) 正当の理由がなく出席が常でない者
- (4) 学校の秩序を乱し、その他学生としての本分に反した者

第7章 入学金及び授業料等

(納付金)

第32条 本校の入学金及び授業料等は次のとおりとする。

入学検定料	20,000円
入学金	150,000円
授業料	950,000円 (年額)
実習費	600,000円 (年額)

2 学生が休学留年したときは前項の規定にかかわらず、【別表3】に定めるところにより授業料を減免する。

3 文部科学省高等教育修学支援新制度による減免対象学生については、授業料等減免事務処理要領に基づく規程により取り扱うものとする。

(授業料の納入)

第33条 授業料は、通年で納入する。

通年(4月～翌3月)	納入期間	前年3月31日まで
	納入金額	155万円(授業料95万円+実習費60万円)

(退学、停学の場合の授業料)

第34条 学生が退学を許可され、又は退学を命ぜられた場合においても、その期の授業料は納入しなければならない。

2 学生が停学を命ぜられた場合においても、その期間中の授業料は納入しなければならない。

(除籍)

第35条 授業料その他の納付金を3ヶ月以上滞納した者は、除籍することができる。

第8章 健康診断

(健康診断)

第36条 健康診断は、毎年1回実施する。

第9章 雑 則

(会議)

第37条 学校運営会議とは、本校の運営に関する重要事項を調査、審査するために学校長の諮問機関として置き、学校長が必要と認めた者で組織する。進級・卒業判定会議とは、進級・卒業に関する審査をするために置き、学校長・学科長・専任教員をもって組織する。

(施行細則)

第38条 この学則の施行についての細則は、別に定める。

(附 則)

この学則は、平成17年12月26日から施行する。

この学則は、平成19年10月 1日から施行する。

この学則は、平成27年 8月 1日から施行する。

この学則は、平成29年 4月 1日から施行する。

この学則は、平成30年 4月 1日から施行する。

この学則は、令和 2年 4月 1日から施行する。

この学則は、令和 3年 4月 1日から施行する。

この学則は、令和 4年 4月 1日から施行する。

この学則は、令和 5年 4月 1日から施行する。

この学則は、令和 6年 4月 1日から施行する。

この学則は、令和 7年 4月 1日から施行する。

講義: 単位: 15時間 演習: 単位: 30時間 実習: 単位: 45時間													
PT・OT養成校／指定規則単位に基づく履修単位数及び時間数													
教育内容 (指定規則単位表)	科目名	単 位 数	時間数			1学年			2学年			3学年	
			講義	演習	実習	計	前期	後期	前期	後期	前期	後期	
基 礎 分 野	心理学	2	30			30	30						
	法学	2	30			30		30					
	臨床美術	2	30			30	30						
	社会福祉学	2	30			30	30						
	社会科学論	1	15			15	15						
	医療倫理	1	15			15	15						
	情報処理	1	30			30	30						
	医学英語	1	15			15	15						
	精神保健学	2	30			30	30						
	保健体育	1	30			30	30						
	履修単位:小計	15	195	60	0	255	135	120	0	0	0	0	0
専 門 基 礎 分 野	解剖学Ⅰ(骨格)	2	30			30	30						
	解剖学Ⅱ(筋肉)	2	30			30	30						
	解剖学Ⅲ(神経・脈管)	2	30			30	30						
	解剖学Ⅳ(内臓)	2	30			30	30						
	体系解剖	1	30			30	30						
	生理学Ⅰ	3	30	30		60	60						
	生理学Ⅱ	2	15	30		45	45						
	基礎運動学	2	15	30		45	45						
	臨床運動学	2	15	30		45	45			45			
	人間発達学	1	30			30	30						
	☆人体の構造と機能	2	30			30	30						
	履修単位:小計	21	225	180	0	405	150	210	45	0	0	0	0
専 門 基 礎 分 野	病理学	2	30			30	30						
	内科学Ⅰ	2	30			30	30			30			
	内科学Ⅱ	1	30			30	30				30		
	臨床検査概論	1	15			15	15				15		
	薬理学	1	15			15	15				15		
	臨床心理学	2	30			30	30						
	整形外科Ⅰ	2	30			30	30				30		
	整形外科Ⅱ	1	30			30	30					30	
	臨床神経学Ⅰ	2	30			30	30				30		
	臨床神経学Ⅱ	1	30			30	30					30	
	精神医学	2	30			30	30						
	小児科学	2	30			30	30				30		
	医学概論	1	15			15	15					15	
	履修単位:小計	20	255	90	0	345	0	60	150	120	0	15	
基 礎 分 野・専 門 基 礎 分 野	保健医療福祉とリハビリテーションの理念 (単位数:4)	1	15			15	15						
	公衆衛生学	1	15			15	15						
	地域リハビリテーション	2	30			30	30						
	履修単位:小計	4	60	0	0	60	30	30	0	0	0	0	0
基礎分野・専門基礎分野 履修単位:合計		60	735	330	0	1065	315	420	195	120	0	0	15

PT・OT養成校／指定規則単位に基づく履修単位数及び時間数										講義1単位:15時間 演習1単位:30時間 実習1単位:45時間					
教育内容 (指定規則単位表)	科目名	単 位 数	時間数			1学年			2学年			3学年			
			講義	演習	実習	計	前期	後期	前期	後期	前期	後期	前期	後期	
基礎分野	心理学	2	30			30									
	法学	2	30				30								
	臨床美術	2	30			30									
	社会福祉学	2	30			30									
	社会科学論	1	15			15									
	医療倫理	1	15			15									
	情報処理	1		30			30								
	医学英語	1	15			15									
	精神保健学	2	30			30									
	保健体育	1		30			30								
履修単位:小計			15	195	60	0	255	150	105	0	0	0	0	0	
専門分野	解剖学Ⅰ(骨格)	2	30			30									
	解剖学Ⅱ(筋肉)	2	30			30									
	解剖学Ⅲ(神経・脈管)	2	30			30									
	解剖学Ⅳ(内臓)	2	30			30									
	体表解剖	1		30			30								
	生理学Ⅰ	3	30	30		60			60						
	生理学Ⅱ	2	15	30		45			45						
	基礎運動学	2	15	30		45			45						
	臨床運動学	2	15	30		45				45					
	人間発達学	2	30			30			30						
履修単位:小計			22	255	150	0	405	150	210	45	0	0	0	0	
基礎分野	病理学	2	30			30									
	内科学Ⅰ	2	30			30				30					
	内科学Ⅱ	1		30			30				30				
	臨床検査概論	1	15			15					15				
	薬理学	1	15			15					15				
	臨床心理学	2	30			30				30					
	整形外科Ⅰ	2	30			30				30					
	整形外科Ⅱ	1		30			30				30				
	臨床神経学Ⅰ	2	30			30				30					
	臨床神経学Ⅱ	1		30			30				30				
履修単位:小計			21	255	120	0	375	0	60	165	150	0	0	0	
専門分野	リハビリテーション医学	1	15			15				15					
	公衆衛生学	1	15			15				15					
	地域リハビリテーション (単位数:4)	2	30			30				30					
	履修単位:小計	4	60	0	0	60	30	30	0	0	0	0	0	0	
	基礎分野・専門基礎分野 履修単位:合計			62	765	330	0	1095	330	405	210	150	0	0	
	基礎分野・専門基礎分野 履修単位:合計			62	765	330	0	1095	330	405	210	150	0	0	
	基礎分野・専門基礎分野 履修単位:合計			62	765	330	0	1095	330	405	210	150	0	0	
	基礎分野・専門基礎分野 履修単位:合計			62	765	330	0	1095	330	405	210	150	0	0	
	基礎分野・専門基礎分野 履修単位:合計			62	765	330	0	1095	330	405	210	150	0	0	
	基礎分野・専門基礎分野 履修単位:合計			62	765	330	0	1095	330	405	210	150	0	0	

【別表 3】

1) 留年した場合の授業料等について

(単位：円)

学科名	1 年及び 2 年次留年の者	3 年次留年の者
	授業料及び実習費の 2 分の 1 を徴収する	徴収しない
理学療法学科	7 7 5, 0 0 0	—
作業療法学科	7 7 5, 0 0 0	—

※ 但し、教科書・参考書・模試代金など個人に帰属する費用については自己負担とする。
その他、特別な事情等については学校長が状況に応じて判断するものとする。

- 2) 前期・後期いずれにおいても休学願を提出した場合は、退学・停学以外は事務手続き料として 2 0, 0 0 0 円を納入するものとする。
- 3) 途中復学した場合は、学校長が状況に応じて判断するものとする。
- 4) その他状況により学校長が判断するものとする。